

高 年 齡 者

雇 用 促 進

の た め の

求 職 活 動 支 援 書

作 成 の 手 引 き

はじめに

少子高齢化が進展した我が国における労働力人口は年々高齢化・減少の一途をたどっています。特に平成19年度以降は「団塊世代」の一斉退職を迎え、これまで日本を支えてきた大きな労働力の減少が、企業や地域経済にとって深刻な問題となっています。それに先立ち、平成16年6月に高齢者の雇用の安定等に係る法律が改正され、さらに平成18年度からは65歳までの段階的な定年年齢の引き上げ等が本格的に義務化されました。

本会におきましても、過年度において会員組合及びその傘下企業に対し65歳までの雇用確保措置の導入状況調査等を実施し、制度の普及を図ってまいりました。今後は、導入した制度の内容をさらに充実させ、企業だけではなく地域全体で高齢者等が再就職しやすい環境を整備していくことが望まれます。

この「求職活動支援書作成の手引き」は高齢者等の再就職支援の一環として、高齢者等が離職する際に事業主が作成・交付する「求職活動支援書」の作成方法をまとめたものです。「求職活動支援書」に対する企業及び労働者の理解を深め、また、その作成の支援、内容の充実を図ることを目的としています。

「求職活動支援書」を作成する際には是非ご一読の上、ご活用ください。

目次

- | | |
|-----------------------|------|
| 1. 求職活動支援書とは？ | 2ページ |
| 2. 求職活動支援書には何を書く？ | 2ページ |
| 3. 求職活動支援書作成の流れ | 3ページ |
| 4. サンプルで見る求職活動支援書 | 4ページ |
| 5. 求職活動支援書作成ポイント | 6ページ |
| 6. 求職活動支援書の活用方法 | 7ページ |
| 7. 求職活動支援書を作成するために・・・ | 8ページ |
| 8. 高齢者の再就職を支援するために・・・ | 9ページ |

1 求職活動支援書とは？

求職活動支援書とは、平成18年度より施行された『改正高年齢者雇用安定法』により、離職予定の高年齢者等（※1）が希望する場合に、事業主が作成・交付しなければならない書面のことです。その目的は、求職活動支援書を通じて事業主が離職予定者に対して行う再就職支援措置の具体的な内容を示すとともに、離職予定者の職歴や職業能力等を整理することで、離職予定者の早期かつ円滑な再就職を実現することです。

法律では、本人が希望する場合のみ事業主に作成・交付義務が生じますが、働く意欲のある高年齢者等の就労意思を尊重するためにも、また、労働力の有効活用という社会的側面からも、離職予定者が発生した場合は速やかに求職活動支援書を作成し、対象者に交付することが必要です。

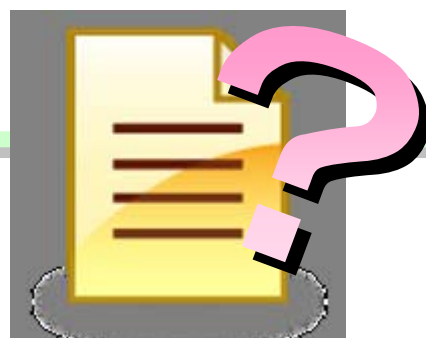
（※1）離職予定の高年齢者等とは

「事業主の都合による解雇等」または「継続雇用制度の対象となる高年齢者の基準に該当しなかったこと」により離職することが予定されている高年齢者等（45歳から65歳未満）をいいます。

2 求職活動支援書には何を書く？

求職活動支援書に記載しなければならない項目としては次のものがあります。

- ①高年齢離職予定者の氏名、年齢及び性別
- ②高年齢離職予定者が離職することとなる日
（離職することとなる日が決定していない場合には離職することとなる時期）
- ③高年齢離職予定者の職務の経歴
（従事した主な業務の内容、実務経験、業績及び達成事項を含む）
- ④高年齢離職予定者が有する資格、免許及び受講した講習
- ⑤高年齢離職予定者が有する技能、知識その他職業能力に関する事項
- ⑥職務の経歴等を明らかにする書面を作成するに当たって参考となる事項その他の再就職に資する事項
- ⑦事業主が講ずる再就職援助の措置



① 離職予定者の発生



高年齢離職予定者とは、次の事由等により離職することが予定されている高年齢者等のことをいいます。

- ① 事業主都合による解雇や勧奨退職
- ② 継続雇用制度の対象者に係る基準に該当しないことによる離職（対象者の基準を設けた場合）

② 労働組合等からの意見聴取

事業主は、高年齢離職予定者に講じようとする再就職援助の措置の内容等について労働者の過半数で組織する労働組合（ない場合は労働者の過半数を代表するもの）から意見を聞いてください。

③ 求職活動支援書作成対象者の把握

事業主は、高年齢離職予定者の離職が決定したときに、速やかに求職活動支援書の作成・交付についての希望の有無を把握してください。



④ 離職予定者本人から具体的な希望などの聴取

事業主は、高年齢離職予定者本人の再就職及び在職中の求職活動に関する希望を十分に聞いてください。

また、求職活動支援書に記載すべき『職務の経歴』等については、離職予定者本人へのヒアリングのもと作成することも可能です。離職予定者との誤認などを避けるためにも離職予定者本人と確認を取りながら作成することが望まれます。



⑤ 離職予定者本人に対する求職活動支援書の交付



求職活動支援書を作成した場合は、速やかに高年齢離職予定者に交付してください。



⑥ 離職予定者に対する再就職援助措置の実施

事業主は、離職予定者に対し求職活動支援書の「事業主が行う再就職支援措置」に記載された内容の支援を実施してください。

その際、再就職の援助に関する業務を担当する「再就職援助担当者」を選任し、労働組合等の意見を聴いてその業務を行うことが必要です。

求職活動支援書

雇用保険被保険者番号		3401-899999-5	生年月日	作成日	平成20年9月30日
氏名	中小 太郎	年齢	55	性別	男
			昭和28年4月19日	離職予定日	平成21年3月31日
希望する職種・条件等	(希望職種) 営業管理職又は営業専任職を希望 (希望条件) 年収：480万円(賞与含む) (その他特に希望すること)				
職務の経歴・業績等	平成12年4月～平成21年3月 金沢支店営業課長 (主な業務・業績・達成事項) ・北陸ブロック全域の営業計画・販売計画の策定、部下を取りまとめ営業目標の達成に貢献 ・支店開設に伴う新規の得意先確保に貢献 平成6年4月～平成12年3月 東京本社営業部法人グループ 課長代理 (主な業務・業績・達成事項) ・法人に対する接客・販売、企画提案 ・顧客法人の開拓を担当し、6年間で約100企業を開拓 平成4年4月～平成6年3月 東京本社営業部法人グループ (主な業務・業績・達成事項) ・法人に対する接客・販売、企画提案 ・法人顧客開拓マニュアルを作成し、新規の顧客開拓に貢献 昭和59年4月～平成4年3月 大阪支店営業部営業課 (主な業務・業績・達成事項) ・商品仕入先の開発、商品カタログの企画 ・クリスマスキャンペーンの企画を担当し、キャンペーン期間中の売上増に貢献 ・府内全域の担当を任される。月間トップセールス達成(平成元年3月) 昭和51年4月～昭和59年3月 ○○堂株式会社 仙台支店営業課に配属 (主な業務・業績・達成事項) ・顧客に対する接客・販売、商品販売契約に関する実務 ・接客を学び、県内全域の担当を任される。月間トップセールス達成 (昭和56年8月・昭和58年2月・5月) (※会社概要) (事業内容) 衣料品卸業(子供服) (資本金) 1億円 (従業員数) 500人 (事業所数) 本社含め7事業所(札幌、仙台、東京、名古屋、金沢、大阪、福岡) (※最終年収) 600万円(総支給額)				
資格及び職業能力に關した事項	(資格・免許・受講した講習等) 普通自動車免許(第1種) 通信講座「ビジネス実務法務」修了(平成3年) 簿記2級(商業・工業) (その他の技能・知識等) ○○○(文書作成ソフト)使用可 ▲▲▲(表計算ソフト)使用可				

(※) 本求職活動支援書は、本人から聴取した事項及び事業主が知り得た事項を掲載したものであり、その内容を証明する書類ではありません。

(裏面)

氏名	中小 太郎		
本事	主な措置の種類	措置の具体的内容	時期・期間
人業 の主 希が 望行 をう 踏再 ま就 え職 て支 援 措 置	ア. 再就職準備セミナー・講習会等の実施・受講あつせん	キャリアの棚卸し、職務経歴書の書き方及び面接の受け方等を中心とした再就職準備講習会の開催	平成20年12月13～17日までの5日間
	イ. カウンセリング等の実施あつせん		
	ウ. 教育訓練等の実施・受講あつせん	教育訓練(キャリア専門学校のマーケティング基礎講座)の受講	平成21年1月10日～21日までの10日間
	エ. 求職活動のための休暇の付与	上記ア、ウの受講期間も含めて最大60日間の休暇の付与	
	オ. 求職活動に関する経済的な支援	上記ウの受講費用の負担(1/3)	平成21年1月10日～21日までの10日間
	カ. 再就職支援会社への委託		
	キ. 関連企業等への再就職のあつせん	関連企業の求人情報や業界内の市場動向に関する情報の提供	平成20年10月1日～平成21年3月1日
	ク. その他		
作成事業所	名称	○○堂株式会社	
	代表者	氏名 金沢支店長 ○○ ○○	
	所在地	所在地 金沢市○○町99-9	
	雇用保険適用事業所番号	3401-899999-8	
再就職支援担当者	所属部署	人事課	電話番号 076-214-XXXX

(求職者の方へ)

ハローワークで求職活動を行う際に、この支援書を活用するときは、希望する職種・条件等の欄に記入の上、受付に提示してください。

求職活動支援書 記載イメージ①(営業)

※表面の主な記載内容

- ① 高齢離職予定者の氏名、年齢及び性別
- ② 高齢離職予定者が離職することとなる日
- ③ 高齢離職予定者の職務の経歴
- ④ 高齢離職予定者が有する資格、免許及び受講した講習
- ⑤ 高齢離職予定者が有する技能、知識その他職業能力に関する事項
- ⑥ 職務の経歴等を明らかにする書面を作成するに当たって参考となる事項その他の再就職に資する事項

※裏面の主な記載内容

- ⑦ 事業主が講ずる再就職援助の措置

求職活動支援書

雇用保険被保険者番号	2701-999991-1	生年月日	昭和29年9月23日	作成日	平成20年10月31日
氏名	労働 一	年齢	54	性別	男
希望する職種・条件等	(希望職種) 金属工作機械工を希望 (希望条件) 年収：350万円(賞与含む) (その他特に希望すること)				
職務の経歴・業績等	金属工作機械工として従事した主な業務・実績 (昭和48年4月～平成21年 在籍) ①普通旋盤を活用した金属加工 (従事年数 ○○年) ②NC工作を活用した金属加工 (従事年数 ○○年) ・試削り、精度確認及び加工に従事 ・NC工作機械プログラムの構築 ・加工用治具の製作 ③マシニングセンターを活用した金属加工 (従事年数 ○○年) ④平面切削盤を活用した金属加工 (従事年数 ○○年) ⑤フライス盤を活用した金属加工 (従事年数 ○○年) ⑥仕上げ加工 (従事年数 ○○年) ⑦主な加工部品 ・自動車部品(シリンダー・ピストンヘッド) ・油圧部品(ピストンロッド) ・加工材質(難削材、ステンレス、アルミ、樹脂) (その他の実績) ・人望があり、新入社員研修を担当 ・安全衛生講習会を受講し、安全衛生管理の基本や手法、好事例等の知識を取得 ・最終職名 シリンダー製造ライン職長 (従事年数 ○○年) (※会社概要) (事業内容) 自動車部品、機械部品、油圧部品、合成樹脂部品 (資本金) 450万円 (従業員数) 15人 (事業所数) 本社のみ (※最終年収) 420万円(総支給額)				
資格・職業能力に関する事項	(資格・免許・受講した講習等) 普通自動車免許(第1種) 機械加工技能士(第1種) 機械加工技能士(機械加工 特級) 機械加工技能士(普通旋盤作業 1級) 機械加工技能士(数値制御旋盤作業 1級) 機械加工技能士(平面研削盤作業 2級) (その他の技能・知識等) 普通旋盤(○○社製の☆☆機種) ボール盤(○○社製の☆☆機種) NC旋盤(△△社製の□□機種) 放電加工機(○○社製の☆☆機種) 平面研削盤(●●社製の★★機種) マシニングセンター(○○社製の☆☆機種) フライス盤(◇◇社製の◎◎機種)				

(※) 本求職活動支援書は、本人から聴取した事項及び事業主が知り得た事項を掲載したものであり、その内容を証明する書類ではありません。

(裏面)

氏名	労働 一	主な措置の種類	措置の具体的内容	時期・期間
本人の希望を踏まえ、就業支援措置		①職務経歴書の書き方等を内容とした再就職準備講習会受講斡旋及び受講のための休暇に対する賃金の支給(平成21年1月24日～28日までの5日間)		
		②パソコン講習会(1日2時間の計5日間)受講斡旋及び受講のための休暇に対する賃金の支給(平成21年2月14日～18日までの5日間)		
		③上記①、②の受講期間も含めて最大30日間の休暇の付与		
		④上記①、②の受講費用の負担 (①は平成21年1月24～28日までの5日間、②は平成21年2月14日～18日までの5日間)		
作成事業所	名称	○○金属加工(有)		
	代表者	氏名 本社 社長 ○○ ○○		
	所在地	所在地 金沢市○○町1-99		
	雇用保険通理事業所番号	2701-899999-8		
再就職支援担当者	所属部署	総務係	電話番号	076-224-XXXX

(求職者の方へ)

△ローワークで求職活動を行う際に、この支援書を活用するときは、希望する職種・条件等の欄に記入の上、受付に提示してください。

求職活動支援書
記載イメージ②(金属加工)

ここに記載のある内容を含めた求職活動支援書のサンプルについては、厚生労働省の「求職活動支援書について(事業主向け)」のリーフレットに記載されています。
(リーフレットは厚生労働省のホームページよりダウンロード可能です。)



●希望する職種・条件等(本人記載欄)

- ・職種や条件など本人が希望する事項について、できるだけ詳しく本人に記載してもらうようにしてください。

●職務の経歴・業績等

- ・職務の経歴については、入社以降の職歴を列挙するとともに、離職予定者の職業能力を示すことに有用で、求職活動の参考になるよう、主要な職歴をピックアップし、主な業務内容や実績を記入してください。
- ・類似の既存様式がある場合は、その様式を添付して対象者に交付することもできます。
- ・記入については、直近の職歴から順に遡って記入する方法(サンプル①)や職務別にまとめて記載する方法(サンプル②)などがあります。
- ・個々の職務の経歴については、在職した部署名のみを記入するのではなく、その部署で離職予定者が担当した業務内容及び実績等をできる限り具体的に記述してください。

●資格、免許、受講した講習

- ・資格、講習等については、有している免許、資格だけでなく、講座等の終了履歴についても記入してください。
- ・免許、資格等のほか、扱うことのできる機器など特筆すべき職業能力を示す事項がある場合は記入してください。

●事業主が講ずる再就職支援の措置

- ・離職予定者の希望を踏まえながら事業主が実施・援助・提供できる措置の具体的な内容や時期・期間をできる限り具体的に記述してください。
- ・サンプル②のように、再就職援助措置の具体的な内容及び実施期間を自由形式で記入することもできます。



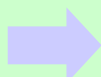
最大のポイントは…!!

- 求職活動支援書に記載しなければならない内容には定めがありますが、書式に関しては原則自由です。



- 離職予定者が再就職に向けて求職活動支援書を十分に活用できるよう、各企業で工夫して作成することが可能です。

- (例) ①個人の保有する資格、免許等がどのように業務に活用されたのかを記載する。
②自己PR等記載する欄を設ける など



- 離職予定者の再就職に不利になる情報の記載は避けましょう。

- (例) 解雇事由 など



離職予定者の活用方法

①ハローワーク等の就職支援機関等に提示し、再就職支援を受ける

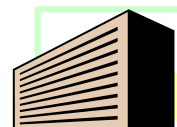
求職活動支援書をハローワーク等に提示すると、記載内容に基づいた職業相談や職業紹介等のきめ細かな支援を受けることが可能です。それにより、より早い再就職の実現も可能となります。

②職務経歴書作成の際の参考にする

求職活動支援書には、それまでの自分の業務内容等についても記載されているため、求職活動に必要な職務経歴書を作成する際の参考にもなります。

③アピールポイントの整理に活用

これまでの自分の経験を振り返り、また、自身のキャリア・スキルの見直しを図ることで、ご自身のアピールポイントの整理に活用できます。



企業の活用方法

①離職予定者に対して事業主が実施できる支援措置を明示する

求職活動支援書では「事業主が行う再就職援助措置」を記載する必要があり、求職活動支援書を作成・交付することで、離職予定者に事業主の実施する再就職援助に関する内容を明確に伝えることが可能です。

②補完すべき技術・スキルの把握

離職予定者の求職活動支援書作成を通じて、企業にとってどのような技術やスキルが流出し、今後補完・強化していかなければならないのかを把握することが可能です。

③各種助成制度の活用

求職活動支援書の作成及びその後の再就職援助措置の実施に当たっては、各種の助成制度を受けることが可能です。これらを活用し、高齢者の再就職に向けた細かな措置を講じることが望まれています。

※助成制度の詳細については、本手引きの9ページを参照してください

従業員のキャリアの記録・管理が必要

求職活動支援書に記載すべき内容として「高年齢離職予定者の職務の経歴」が定められています。

長きにわたって企業に従事してきた高年齢者の業務や実績を入社まで遡って記載することはたやすいことではなく、これまでの記録を管理していない場合はそのほとんどを対象者個人や人事担当者の記憶に頼ることになります。結果として、職務の内容に漏れがあったり、実績に合わない記載があったりと、誤ってその人を判断してしまう材料になりかねません。

そのため、**現在、個人の職務経歴・業績などを記録・管理していない場合は早急に全従業員を対象に個人のキャリアを管理する必要があります。**

企業としての援助措置の検討・充実

求職活動支援書には「事業主が行う再就職援助措置」を記載するように定められています。

再就職援助措置には様々なものがありますが、労働組合等から聴取した意見も踏まえ、事業主としてどういった支援ができるのかをあらかじめ検討する必要があります。

再就職援助措置の例としては以下のものが考えられます。

①再就職準備セミナー・講習会等の実施・受講斡旋

(例) 職務経歴書の書き方等の再就職活動に関するセミナーの実施
ハローワーク等就職支援機関が開催するセミナーの受講斡旋・情報提供

②カウンセリング等の実施・斡旋

(例) キャリアカウンセラーなどによるカウンセリング等の実施
ハローワーク等就職支援機関が実施するカウンセリング相談会への参加の斡旋
・情報提供
再就職相談室の設置

③教育訓練等の実施・受講斡旋

(例) 自社で行っている研修等の教育訓練の受講斡旋
ハローワーク等が実施する職業訓練への参加の斡旋・情報の提供
民間企業が実施している教育訓練の受講、資格試験の受験等の斡旋

④求職活動のための休暇の付与

(例) 求職活動を行っている期間に対する有給休暇の付与

⑤求職活動に関する経済的な支援

(例) セミナー、教育訓練の受講等に関する費用の負担
セミナー、教育訓練の受講等のための休暇に対する賃金の支給

⑥再就職支援会社への委託

(例) 民間の再就職支援会社への委託

⑦関連企業等への再就職の斡旋

(例) 関連企業等への再就職の斡旋
取引先への再就職の斡旋

⑧その他

(例) 求人の開拓、求人情報の収集・提供
事業主間で連携した再就職の支援体制の整備

高年齢者等の再就職を支援したいと考えていても、いざとなると『支援のための資金がない』、『どういった支援をすれば良いかわからない』などといった様々な問題が発生します。それらの問題を解決するために、国や県の労働局、公共職業安定所では様々な施策を実施しています。ここでは具体的にどういった支援策や支援機関があるのかをご紹介します。

助成金を活用しよう！！

高年齢者の再就職支援に対しては、次のような助成制度が設けられています。

◆求職活動等支援給付金

ア. 休暇付与に対する助成

対象者： ①再就職援助計画（※1）を作成し、公共職業安定所長の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」とする）

②求職活動支援書を作成する前に求職活動支援基本計画書（※2）を作成し、石川労働局長又は公共職業安定所長に提出した事業主（以下「提出事業主」とする）

上記①、②のいずれかに該当する事業主で、再就職援助計画又は求職活動支援書の対象者に対して求職活動等のための休暇（年次有給休暇として与えられるものを除く）を与え、与えた休暇に対して通常支払われる賃金額以上の額を支払う事業主

（※1）雇用対策法にもとづき、事業主が一つの事業所において相当数の労働者の離職を余儀なくされる事業の縮小等を行おうとする場合に、労働者の再就職を援助する目的で作成しなければならない書面。

（※2）求職活動支援書等の対象者に共通して講じようとする再就職援助の措置の内容や対象者数、付与する休暇の日数等を記載した書面。

支給額： 求職活動等の休暇1日当たり4,000円
（申請に係る休暇付与人数×30日分が限度）

イ. 職場体験講習の受講に対する助成

対象者： アの①、②のいずれかに該当する事業主で、再就職援助計画又は求職活動支援書等の対象者に対し、その再就職先となり得る事業所において職場体験講習を受講させ、当該講習の日について、通常支払われる賃金額以上の額を支払う事業主

支給額： 職場体験講習1日当たり4,000円
（申請に係る講習受講人数×30日分が限度）

※職場体験講習を実施する事業主を開拓した場合、職場体験講習受講者一人当たり2万円（職場体験講習を実施する事業主が、新規・成長分野に係る事業を行うもの場合は4万円）を加算

ウ. 職場体験講習受講者の雇い入れに対する助成

対象者： 職場体験講習で受け入れた再就職援助計画又は求職活動支援書等の対象者を対象者の離職日の翌日から1ヶ月以内に雇い入れる事業主

支給額： 雇い入れた職場体験講習の対象者1人当たり5万円



◆再就職支援給付金

- 対象者：** 民間の職業紹介業者に再就職援助計画又は求職活動支援書等の対象者の再就職支援を委託し、その費用を負担し、再就職援助計画又は求職活動支援書等の対象者の再就職を、離職日から2ヶ月以内（45歳以上の者については5ヶ月以内、雇用調整方针对象者については6ヶ月以内）に実現させた認定事業主又は提出事業主
- 支給額：** 再就職に係る支援の委託に要する費用の1/4（限度額1人当たり20万円）（中小企業事業主は1/3（限度額1人当たり30万円））。ただし、同一の再就職援助計画若しくは求職活動支援基本計画書につき300人を限度とする。再就職支援会社との契約上、当該会社が対象被保険者について新規・成長分野に係る事業を行う事業所への再就職の実現に努める旨が明記され、かつ当該事業所への再就職が実現した場合は10万円を加算。



公共支援機関を活用しよう！！

高齢者等の再就職及び、それに取り組む事業主を支援する機関としては次のようなものがあります。

◆石川労働局

高齢者等の再就職援助に関する事業主の相談受付、各種情報の提供、各種助成金の取り扱い等を実施しています。また、県内のハローワークも管轄しています。

所在地：〒920-0024 金沢市西念3-4-1 駅西合同庁舎5階・6階

TEL：076-265-4428（職業安定部職業対策課）

URL：<http://www.roudou.go.jp/>

◆ハローワーク（公共職業安定所）

県内各所に位置し、求人情報・求職情報の公開、各種職業訓練の実施、本書に掲載した助成金をはじめとする各種助成金の取り扱い、雇用に関する情報の提供、事業主・労働者の相談受付など、労働や雇用に関する幅広い業務を実施しています。

お問合せは最寄りのハローワークへ。

（※最寄りのハローワークについては、上記、石川労働局のホームページより検索可能です。）

★ハローワークインターネットサービス

全国のハローワークに登録されている求人情報等のオンライン検索や求職者及び事業主に対する各種情報の提供を行っています。

URL：<http://www.hellowork.go.jp/>

◆（財）産業雇用安定センター

独自のシステムによる出向・移籍・転職の斡旋、全国ネットでの人材移動に関する様々な情報・サービスの提供、各種セミナーの実施、人材情報の公開等を行っています。

所在地：〒920-0918 金沢市尾山町3-10 金沢南町ビル4階

TEL：076-261-6047

URL：<http://www.sangyokoyo.or.jp/>

◆（社）石川県雇用支援協会

高齢者雇用アドバイザーによる高齢者の雇用に関する諸問題を解決するための相談・援助等をはじめ、研修会や啓蒙活動の実施、高齢者雇用関係助成金の支給、高齢労働者個人を対象としたセミナー等を実施しています。

所在地：〒920-8203 金沢市鞍月5-181 AUBE5F

TEL：076-239-0825

URL：<http://www.ishikawa-koyou.or.jp/>

◆（社）石川県シルバー人材センター連合会

石川県のシルバー人材センターを統括し、シルバー人材会員の募集、会員への仕事の提供、企業等へのシルバー人材の派遣、高齢者等に対する無料での講習会、技能講習、職業紹介などを行っています。

所在地：〒920-0862 金沢市芳斉1丁目15番15号

TEL：076-222-4680

お問合せは最寄りのシルバー人材センターへ。

(※最寄りのシルバー人材センターの情報は下記URLにて検索することができます。)

URL：http://www.sic.ne.jp/ishikawa/

◆石川県地域労使就職支援機構

雇用安定のための各種助成金制度等の普及・啓発、高齢者対応の雇用支援フェスタ開催、高齢求職者対象のパソコン初級講座の実施など労使が積極的に雇用の安定、早期再就職の促進に力を合わせていくための就職支援事業を実施しています。

所在地：〒920-0031 金沢市広岡2丁目7番地31号・共済連第一ビル4階

TEL：076-265-1207

URL：http://www.ishikawa-shien.jp/

セミナーの開催



個別相談



講習



石川県中小企業団体中央会では
地域の高齢者雇用を応援します！！

石川県中小企業団体中央会

〒920-8203

石川県金沢市鞍月2丁目20番地

石川県地場産業振興センター新館5階

TEL : 076-267-7711

FAX : 076-267-7720

URL : <http://www.icnet.or.jp>



